（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

２～５　［略］

（年金証書の亡失等）

第二十一条　年金受給権者は、水震火災又は盗難等のために年金証書をき損し、紛失し、又は亡失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を明らかにした書類又はき損した年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

２・３　［略］

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一　受給権者であつた者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～五　［略］

２　［略］

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二～十　［略］

２・３　［略］

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき又は年金の払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき並びに払渡金融機関若しくは払渡金融機関の預金口座の名義が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

２～５　［同上］

（年金証書の亡失等）

第二十一条　年金受給権者は、水震火災又は盗難等のために年金証書をき損し、紛失し、又は亡失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を明らかにした書類又はき損した年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

２・３　［同上］

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一　受給権者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～五　［同上］

２　［同上］

（退職年金の決定の請求）

第二十四条　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～十　［同上］

２・３　［同上］